



金沢弁護士会の30年VS金沢地方検察庁への刑事告発

令和4年7月26日

廣野秀樹 殿

金沢地方検察官



書面等の返戻について

当庁宛て提出のあった令和4年6月30日付け「告発状」と題する書面について、内容を検討しましたが、貴殿が告発しようとする犯罪事実が判然とせず、このままでは告発として受理することはできませんので、犯罪事実の特定が可能かどうかを再検討願いたく、提出いただいた書面等を返戻いたします。

告発に際しては、貴殿がどのような犯罪事実について被告発人の処罰を求めるかを明らかにする必要があります。犯罪事実が特定されていない場合や、明らかに罪とならない事実が記載されているような場合は、告発として直ちに受理できませんので、ご留意願います。

一般に、犯罪事実の記載方法としては

- ①誰が（犯罪の主体、犯人）
- ②いつ（犯罪の日時）
- ③どこで（犯罪の場所）
- ④何を／誰に対し（犯罪の客体、被害者）
- ⑤どんな方法で（犯罪の方法）
- ⑥何をしたか（犯罪の行為と結果）

を具体的に記載することとされています。前記書面の記載から、④については「安藤文さん」と推察しますが、告発状に犯罪事実を記載するに当たっては、その他の事項（特に、被告発人のうち①誰が、⑥具体的に何をしたか）について、具体的かつ端的に記載するようお願いします。

また、被告発人のうち、弁護士及び元裁判官については、殺人未遂の帮助犯として告発する趣旨と推察しますが、正犯による実行行為の終了後の帮助行為は原則的に否定されていますので、これらの者の帮助行為について記載するに当たっては、正犯による実行行為以前の行為を、具体的かつ端的に記載するようお願いします。

準備ができ次第、追加の書類を送付していただく御予定であると承知していますが、併せて、前記の点を踏まえて犯罪事実の特定が可能かをご検討いただきますようお願いします。

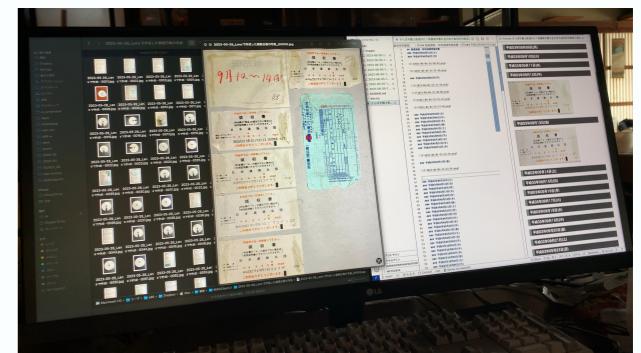
なお、被告発人らにつきましては、既に当庁において、「安藤文さん」を被害者とする殺人未遂（安藤文さんを何らかの方法により殺害しようとしたが、

- 1 -

再審請求書作成中

2023/06/08

さらば弁護士鉄道057 / 業務日報高速道路等領収書 の写真資料編



傷害を負わせたにとどまり未遂）、同帮助（告発人を傷害等事件の犯人として有罪判決を受けさせるなどして犯行を隠避した）の事実により、貴殿からの告発を受理し、平成29年3月31日付け不起訴処分としていますので、これと異なる犯罪事実を告発するのか、仮に同一の犯罪事実であれば、前記不起訴処分以降に入手した証拠があるのか、といった点についても明らかにしていただきようお願いします。

以上



廣野秀樹